

滋賀医科大学評価委員会規程

平成16年4月1日制定

平成17年4月1日改正

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項の規定のに基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の教育活動、研究活動、診療活動、管理運営及び財務等の状況に係る自己点検・評価及び外部評価等の実施に関し、必要な事項を審議するため、本学に評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価に関する基本方針並びに具体的評価基準等の策定に関する事項
- (2) 評価に関する企画・立案及び実施に係る総括に関する事項
- (3) 点検及び評価に関する報告書の作成に関する事項
- (4) 国立大学法人評価委員会等からの評価結果案に対する意見申立てに関する事項
- (5) 評価結果の活用に関する事項
- (6) その他評価に関する事項

(責務)

第3条 委員会は、評価の実施に当り、その透明性及び公平性を確保するものとし、その評価結果の反映に際しては、役員会等の機関に対し、意見を述べることを責務とする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する理事（情報収集分析室長兼務） 1名
- (2) 情報収集分析室評価担当総括専門員
- (3) 医学科の職員 若干名
- (4) 看護学科の職員 若干名
- (5) 附属病院の職員 若干名
- (6) 学内教育研究施設の職員 若干名
- (7) 事務職員 若干名
- (8) その他学長が必要と認める者

2 第1項第3号から第8号の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事等)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、評価に係る専門的事項を処理するため、専門部会を置く。

- 2 各部会の委員は、委員長が指名し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項までに定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、企画調整室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。